

労働者派遣法に基づく情報公開

1 2023年6月1日付 派遣労働者数

東北	仙台支店				
	17人				
関東	東京支店	横浜支店	南越谷支店	柏支店	船橋支店
	24人	11人	35人	27人	30人
中部	中部支店	一宮支店			
	16人	21人			
関西	関西統括支店	枚方支店	神戸支店		
	39人	20人	13人		
九州	福岡支店	大宰府支店			
	74人	33人			

2 2023年事業報告 派遣先事業所数（実数）

東北	仙台支店				
	23件				
関東	東京支店	横浜支店	南越谷支店	柏支店	船橋支店
	49件	23件	30件	34件	26件
中部	中部支店	一宮支店			
	64件	24件			
関西	関西統括支店	枚方支店	神戸支店		
	46件	36件	41件		
九州	福岡支店	大宰府支店			
	55件	26件			

3 2023年事業報告 労働者派遣に関する料金の額の平均額（8時間 全業務平均）

東北	仙台支店				
	13,604円				
関東	東京支店	横浜支店	南越谷支店	柏支店	船橋支店
	15,635円	14,717円	15,258円	14,904円	14,820円
中部	中部支店	一宮支店			
	14,855円	14,130円			
関西	関西統括支店	枚方支店	神戸支店		
	14,766円	14,236円	14,728円		
九州	福岡支店	大宰府支店			
	13,049円	12,609円			

4 2023年事業報告 派遣労働者の賃金の額の平均額（8時間 全業務平均）

東北	仙台支店				
	9,113円				
関東	東京支店	横浜支店	南越谷支店	柏支店	船橋支店
	10,222円	10,252円	10,193円	10,092円	10,425円
中部	中部支店	一宮支店			
	10,006円	9,844円			
関西	関西統括支店	枚方支店	神戸支店		
	10,223円	9,862円	9,926円		
九州	福岡支店	大宰府支店			
	9,195円	8,609円			

5 2023年事業報告 マージン率平均

東北	仙台支店				
	33.0%				
関東	東京支店	横浜支店	南越谷支店	柏支店	船橋支店
	34.6%	30.3%	33.2%	32.3%	29.7%
中部	中部支店	一宮支店			
	32.6%	30.3%			
関西	関西統括支店	枚方支店	神戸支店		
	30.8%	30.7%	32.6%		
九州	福岡支店	大宰府支店			
	29.5%	31.7%			

$$\text{マージン (\%)} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額 (8時間 全業務平均)} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額 (8時間 全業務平均)}}{\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額 (8時間 全業務平均)}} \times 100$$

マージンに含まれるもの

- ・雇用主負担となる労災保険料・雇用保険料・厚生年金保険料・健康保険料・介護保険料
- ・労働者が有給休暇を取得した際に支払う賃金（派遣先に請求できない費用）
- ・営業、管理、採用活動の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- ・事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、求人広告費をはじめとする諸費用
- ・営業利益

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

【 訓練内容 】

教育訓練名	対象者	賃金支給	費用負担	方法
新規採用訓練 基本知識・留意事項	新規就労する全派遣労働者	会社の指示 →有給 それ以外 →無給	無償	eラーニング
基礎的訓練 ビジネスマナー研修	1年以上の雇用見込みのある派遣労働者			
職能別訓練 職種別研修・品質管理研修 ロジカルスキル研修・営業研修				
階層別訓練 コミュニケーション研修・業務改善研修 リーダーシップ研修・人材育成研修 プレゼン能力研修				

【 キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 】

東北	仙台支店	022-722-1598		
関東	東京支店	03-6304-5643	横浜支店	045-317-8860
	南越谷支店	048-971-8563	柏支店	04-7160-2536
	船橋支店	047-411-8526		
中部	中部支店	052-339-3262	一宮支店	0586-28-3280
関西	関西統括支店	06-6486-5021	枚方支店	072-896-6368
	神戸支店	078-852-8087		
九州	福岡支店	092-737-8070	大宰府支店	092-408-2353

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- 福利厚生等 : 社会保険、有給休暇、産前産後休業、育児・介護休業、定期健康診断
 各種サポート : キャリアカウンセリング

8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和6年3月31日)
 ・協定労働者の範囲 (全派遣労働者)